

## 1. 市長の政治姿勢について

### ①「戦争法」・安保関連法制について

#### 質問：村井市議

昨年9月19日未明、安保関連11法が強行されてから5カ月が経過しました。

この法律の施行日は、今年3月29日で、いよいよ日本の自衛隊が血を流す危険性がひっ迫しています。

自衛隊は南スーダンPKOに350人の部隊を出しています。  
戦争法の一つ、改定PKO法では、「安全確保業務」「駆けつけ警護」が追加された上、任務遂行のための武器使用も出来るとしています。

国連PKOは20年余で紛争当事者として武力行使を行う「交戦主体」に変容しています。

南スーダンの実情は政府軍と反政府軍との武力衝突で、住民を巻き込んだ激しい内戦状態が続いており、南スーダン政府軍により、PKO部隊が攻撃にさらされている深刻な状態です。自衛隊が戦後初めて殺し、殺される危険が現実のものとなります。

また、パリ同時多発テロ以降、米国が主導する「有志連合」は、イスラム国への空爆を1万回以上繰り返しています。

空爆を行えば罪なき人々の犠牲を生み出し、テロと戦争の悪循環をもたらします。

戦争法の一つ、「国際平和支援法」は①国連決議②国際社会の共同した対処活動、③日本が寄与する必要性の3要件を満たせば、対イスラム国軍事作戦での自衛隊の兵站支援を可能としています。

米国から軍事支援の要請があった時、日本が参加する危険性があり、攻撃されれば応戦し、ここにも日本の自衛隊の命が脅かされる

危険性があります。

憲法9条が禁止した海外での武力行使であり、断じて許すことはできません。

日本共産党、民主党、維新の党、生活の党、社民党の野党5党は19日、戦争法廃止法案を衆議院に提出しました。

同法案は、米軍の戦争支援のために自衛隊をいつでも海外派兵することを可能とする憲法違反の「平和安全法制整備法」と、「国際平和支援法」の2法を廃止する内容です。

私たち日本国民は、幅広い共同を広げて、戦争法の廃止、集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を実現しなくてはなりません。

福山市は、平和非核都市宣言を行った自治体として、戦争法の撤回、閣議決定の撤回を政府に強く求めることを要請するものです。

ご所見をお示しく下さい。

**答弁（市長）** 日本共産党を代表されました村井議員のご質問にお

答えいたします。

初めに、安全保障関連法制についてであります。

安全保障関連法は、国家の安全保障に関するものであり、国において、国民の生命と生活の安全を規定とした対応がなされることを願うものであります。

本市と致しましては、引き続き「平和非核都市 福山宣言」の趣旨を踏まえ、平和行政の推進に努めてまいります。

以上